

I は じ め に

1 採取する土石の種類による適用法令

岩石	————	採石法
砂利	————	砂利採取法
土	————	奈良県土採取規制条例

2 岩石とは

- ① 花こう岩・せん緑岩・はんれい岩・かんらん岩・はん岩・ひん岩・輝緑岩・粗面岩・安山岩・玄武岩・れき岩・砂岩・けつ岩・粘板岩・凝灰岩・片麻岩・じゃ紋岩・結晶片岩・ベントナイト・酸性白土・けいそう土・陶石・雲母・ひる石
- ② 母岩からの成因関係が明らかであって、母岩と同一の科学的性質を有するものは、砂利（砂および玉石を含む。）である場合を除き、岩状でなくても（例えば「花こう岩」が風化、分解して土状で賦存しているような場合 [いわゆる「マサ土」である。]）岩石として取り扱う。

3 砂利とは

- ① 粒径がおおむね300mm以内で、一般的に、粒径の小さな順に砂、砂利、栗石、玉石と呼ばれているもの。
- ② 形状が丸味を帯びたもの。

4 土とは

鉱物、岩石、砂利以外のもの。